平成２４年（フ）第３４号
鹿児島県阿久根市脇本3991番地
債務者　河北　正人
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
沖縄県那覇市字国場933番地１　えこはうす・K302
債務者　運天　公子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６２号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原281番地　大田アパート202
債務者　神山　勝子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３２号
宮城県岩沼市里の杜２丁目１番12号　２－７号、従前の住所宮城県亘理郡山元町山寺字頭無101番地５
債務者　宗政　静夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
仙台市青葉区愛子東４丁目12番12号
債務者　齋藤　　塁
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２８１号
仙台市青葉区柏木２丁目４番79号
債務者　早坂　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1097番地３
債務者　阿部　明美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
長野県松本市野溝東１丁目６番32号　タウニーフジA102、前住所長野県松本市征矢野２丁目１番15号
債務者　齊藤すず子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第３３３号
京都市伏見区深草開土町85番地　稲荷マンションB棟202号
債務者　南　　正男
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６６号
京都府宇治市宇治野神91番地の31
債務者　田中　淑子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３４号
京都市伏見区鳥羽町703番地１　グランランヴェール405号
債務者　君澤　支紀
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４４１号
京都市南区西九条開ケ町143番地
債務者　樋本　昭雄
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
兵庫県姫路市継333番地25
債務者　小笠原盛人
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５０号
兵庫県高砂市阿弥陀町北池109番地の10、従前の住所兵庫県加古川市別府町新野辺北町２丁目50番地の８
債務者　田中　政市
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５８号
兵庫県姫路市網干区津市場338番地６
債務者　續山　貴弘
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７４号
兵庫県加古川市尾上町安田199番地の１シャルヴィ加古川310号
債務者　谷口　幸一
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１４３号
広島県山県郡北広島町川東1088番地２　ヌーベルバーグ201
債務者　井口　正美
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部